

第一章 総則

第1条 会員規約及びサービス内容

この会員規約は、株式会社チェリッシュライフジャパン(以下「チェリッシュ」といいます。)が提供する第12条に規定するサービス(以下「アニクリ24サービス」といいます。)を、会員が利用する際の会員とチェリッシュの一切の關係に適用されます。

第2条 定義

この会員規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

- 1 「会員」とは、第2章の規定に従いチェリッシュとの間で会員契約が成立した者をいいます。
- 2 「会員契約」とは、チェリッシュからアニクリ24サービスの提供を受けるため、第2章の規定に従い、会員とチェリッシュとの間で成立する契約をいいます。
- 3 「会員情報」とは、会員の個人情報(以下に定義します。)を含む下記のものをいいます。
 - A 会員契約の申込及び会員契約締結に際して所定のフォームに会員が記載した会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、ペットに関する情報(ペット名、種別、品種、性別、去勢・避妊、生年月日又は年齢、飼育場所、かかりつけの動物病院名、毛色)等その他、会員契約申込及び締結に関して会員がチェリッシュに提出した書類に記載された事項又は画像
 - B 会員の担当獣医師に対する相談内容及びその回答内容
- 4 「会員番号」とは、会員の個人認証のため、チェリッシュが会員に割り当てる番号をいいます。
- 5 「個人情報」とは、会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の会員を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の会員を識別することができるものを含まず。)をいいます。
- 6 「個人認証」とは、個人認証情報を用いて会員のアニクリ24サービスの利用権限が確認されることをいいます。
- 7 「個人認証情報」とは、チェリッシュが会員に割り当てる会員番号及び会員番号に対応するパスワード等の識別符号との組み合わせ又はそれらに代わる符号であって、当該会員を他の会員と区別して識別するのに足りる情報をいいます。
- 8 「対象回線」とは、会員がアニクリ24サービスの提供を受けるためにチェリッシュが会員に提供する専用ダイヤル回線をいいます。
- 9 「担当獣医師」とは、会員がアニクリ24サービスを利用することでチェリッシュから紹介を受けた獣医師をいいます。
- 10 「利用規約等」とは、チェリッシュが、アニクリ24サービスの利用に関し、この会員規約の他に別途定める以下のものをいいます。
 - A 個別の利用規約
 - B 「ご案内」又は「ご利用上の注意」等で案内する利用上の決まり
 - C 利用条件等の告知、及び第5条の通知

11「利用料固定会員」とは、会員のうち、アニクリ24サービスの利用料金を月額固定制又は年額固定制で申込みした者をいいます。

第3条 規約の範囲

- 1 利用規約等は、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。
- 2 この会員規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第4条 規約の変更

- 1 チェリッシュは、必要に応じて、会員規約を随時変更・改定することができるものとします。
- 2 会員規約の変更・改定について、その都度、会員にご連絡はいたしかねますので、ご利用の際には本ウェブサイト又は本ウェブサイト上に掲示されております最新の会員規約をご参照ください。これらの掲示後に会員がアニクリ24サービスを利用した場合には、改定後の会員規約に同意したものとみなされるものとします。

第5条 チェリッシュからの通知

- 1 チェリッシュは、本ウェブサイト上の表示その他チェリッシュが適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、チェリッシュが当該通知の内容を本ウェブサイト上に表示した時点において会員に到達したものとみなします。

第二章 会員

第6条 会員契約の申込

- 1 アニクリ24サービスの利用を希望する者は、チェリッシュ所定の方法により、会員契約の申込を行うものとします。
- 2 前項に従い会員契約の申込をした者(以下「申込者」といいます。)は、会員契約の申込を行った時点で、この会員規約の内容に対する承諾があったものとみなします。

第7条 申込の承諾

チェリッシュは、会員契約の申込に対し、必要な審査・手続等を経た後に、遅滞なく、これを承諾するか否かを当該申込者に通知します。チェリッシュがこの承諾の通知を行った時点で、申込者とチェリッシュの間で会員契約が成立するものとし、以後、当該申込者にこの会員規約が適用されます。

第8条 申込の不承諾

チェリッシュは、審査の結果、申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の会員契約の申込を承諾しないことがあります。

- 1 申込者が実在しないこと。
- 2 申込の時点で、会員規約の違反等により、会員番号の一時停止、強制退会処分もしくは会員契約申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けたことがあること。
- 3 申込の際の申告事項に、虚像の記載、誤記又は記入漏れがあったこと。
- 4 申込をした時点でアニクリ24サービスの利用料金の支払を怠っていること、又は過去に支払を怠ったことがあ

ること。

- 5 申込の際に決済手段として当該申込者が届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること。
- 6 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込の手續が成年後見人によって行われておらず、又は申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと。
- 7 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力等、公共の福祉に反する活動を行う団体、その行為者であること、又は、反社会的勢力であったこと、もしくはそのおそれのある言動、態様をしたこと。
- 8 チェリッシュの業務の遂行上又は技術上支障があるとき。

第9条 譲渡禁止等

会員は、会員契約に基づいてアニクリ24サービスの提供を受ける地位及び権利を第三者に譲渡し、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第10条 変更届出

- 1 会員は、住所、クレジットカードの番号もしくは有効期限、その他チェリッシュへの届出内容に変更があった場合には、速やかにチェリッシュに所定の方法（書面の提出、本ウェブサイト上の送信、電話連絡等）で変更の届出をするものとします。なお、婚姻による姓の変更等チェリッシュが承認した場合を除き、チェリッシュに届け出た氏名を変更することはできないものとします。
- 2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、チェリッシュは一切責任を負いません。

第三章 会員の義務

第11条 個人認証情報の管理

- 1 会員は、自己の個人認証情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任をもつものとします。会員は、個人認証情報を失念した場合は直ちにチェリッシュに申し出るものとし、チェリッシュの指示に従うものとします。
- 2 会員は、自己の個人認証情報及び個人認証を条件とするアニクリ24サービスを利用する権利を第三者（家族等を含みます。）に使用させず、第三者と共有又は第三者に許諾しないものとします。
- 3 会員の個人認証情報を利用した会員以外の第三者（家族等を含みます。）によるアニクリ24サービスの利用（以下「第三者の不正利用」といいます。）がなされた場合、チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、当該第三者に対し、チェリッシュは一切責任を負いません。
- 4 会員は、第三者の不正利用により発生したチェリッシュの損害（実費）について、会員の故意過失の有無にかかわらず賠償します。チェリッシュは、第三者の不正利用により会員が被った損害について、個人認証情報の漏洩につきチェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第四章 サービス

第12条 サービスの内容

1 チェリッシュが会員に提供するアニクリ24サービスの内容は、以下のとおりです。

A 電話医療相談サービス

B チェリッシュによる獣医師の紹介サービスです。会員は、対象回線に電話をすることで、獣医師の紹介を受け、当該獣医師より、予め登録したペット(犬・猫)に関する健康・医療及びペットロスに関する電話相談を受けることができます。但し、当該サービスには、以下に記載する限界があります。

- a. 電話医療相談サービスは、診断・治療を目的とするものではありません。忙しい方や話しにくい内容について、担当獣医師が電話でアドバイスをするものです。担当獣医師は、触診・問診・視診・聴診などの診療行為なしに相談者からの一方的な情報に基づいて判断するため、適切なアドバイスができない場合があります。会員は、ご自分の責任に基づいて担当獣医師の回答内容を判断し、必要であれば適切な獣医療機関において診療をお受け下さい。
- b. 担当獣医師は、それぞれ得意とする分野や技量・経験などが異なるため、相談の内容、性質等により、当該担当獣医師が回答できない場合もあります。
- c. 担当獣医師は、なるべく迅速な対応を心がけておりますが、上記a.及びb.の理由などにより、場合によっては回答に時間がかかることもあります。
- d. 担当獣医師は、法律に抵触するご相談はお受けできません。
- e. 医療過誤及び医療訴訟に関するご相談はお受けできません。
- f. 利用料固定会員は、ペットロスについて当該電話医療相談サービスを利用することはできません。
- g. 電話が混みあい、担当獣医師に繋がりにくい場合がございます。そのような場合には、時間を空けておかけ直してください。

2 会員は、電話医療相談サービスを利用するにあたり、チェリッシュが当該会員に対して対象回線として指定した回線のみを使用することができ、それ以外の回線を使用することはできません。

第13条 内容等の変更

1 チェリッシュは、会員の承諾を得ることなく、アニクリ24サービスの内容及び名称を変更することがあります。

2 チェリッシュは、前項の変更に関し、チェリッシュに故意又は過失がない限り、一切責任を負いません。

第14条 利用上の制約

会員は、会員契約の申込の経路・手段、登録情報、決済手段によっては、アニクリ24サービスの全部又は一部を利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。

第15条 サービスの利用

1 会員は、個々のアニクリ24サービスの利用に際し、登録等の手続きが定められている場合は、事前に当該手続きを経るものとします。

2 会員は、個々のアニクリ24サービスの利用に際し、この会員規約の他、利用規約等を遵守するものとします。

第五章 利用料金

第16条 利用料金

会員のアニクリ24サービスの利用料金、算定方法は、チェリッシュが別途定めるとおりとします。

第17条 決済手段

会員は、会員契約に基づく債務を、チェリッシュが承認した方法で弁済するものとします。但し、特定のアニクリ24サービスによっては決済手段が限定される場合があります。また、チェリッシュが決済手段を指定した場合又は変更を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。

- 1 クレジットカードによる支払い
- 2 チェリッシュが承認したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより、クレジットカード会社の規約に基づき支払う方法。但し、この場合カードの名義とアニクリ24サービスの決済者名義が同一であることを条件とします。
- 3 その他チェリッシュが定める方法による支払

第18条 決済

- 1 クレジットカードによる債務の弁済は、当該クレジットカード会社の規約で定められた支払条件に従うものとします。
- 2 会員は、債務の弁済に伴い手数料が発生する場合、これを負担するものとします。
- 3 会員は、債務の弁済を行う場合は、前条各号の決済手段の関係先(クレジットカード会社)が定める利用条件を遵守するものとします。
- 4 会員は、債務の弁済を巡って決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、チェリッシュは一切責任を負いません。

第19条 延滞利息

- 1 会員が支払期日を過ぎてもなお会員契約に基づく債務の弁済をしない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、債務と一括して、チェリッシュが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。
- 2 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第20条 債権譲渡

チェリッシュは、会員に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、会員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。会員は、この債権譲渡を承諾するものとします。

第六章 利用制限等

第21条 利用制限

- 1 チェリッシュは、会員が以下のいずれかに該当する場合は、当該会員の承諾を得ることなく、当該会員のアニクリ24サービスの利用を制限することがあります。

- A 利用状況等から、当該会員の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合。
 - B 電話、FAX、電子メール等による連絡が一切とれない場合。
 - C 会員宛て発送した郵便物がチェリッシュに返送された場合
 - D 上記各号の他、チェリッシュが緊急性が高いと認めた場合。
- 2 チェリッシュは、前項の利用制限に起因する会員又は第三者が被った損害に関し、チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第22条 一時的な中断

- 1 チェリッシュは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、会員に事前に通知することなく、一時的にアニクリ24サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
- A 対象回線の事故又は通信障害が生じた場合。
 - B 対象回線の保守点検を行う必要が生じた場合。
 - C 対象回線にかかる電話回線会社又は通信回線会社の債務不履行があった場合。
 - D 天災地変、内乱、戦争、労働争議、法令の制定又は改廃、公権力による命令・処分、その他不可抗力により、アニクリ24サービスの提供が不可能となった場合。

前各号のほか、担当獣医師が突然の病気、怪我等によりアニクリ24サービスを行うことができなくなった場合等、やむを得ない事由が生じた場合。

- 2 チェリッシュは、前項各号のいずれか、又はその他の事由によりアニクリ24サービスの全部又は一部の提供に遅延又は中断が発生しても、これに起因する会員又は第三者が被った損害に関し、チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第23条 サービス提供の終了・会員規約違反等への対処

- 1 チェリッシュは本ウェブサイト上に事前通知をした上で、アニクリ24サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。
- 2 チェリッシュは、アニクリ24サービスの提供の終了の際、前項の手続を経ることで、終了に伴う責任を免れるものとします。
- 3 チェリッシュは、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれがある場合、会員によるアニクリ24サービスの利用に関して、アニクリ24サービスにクレーム又は請求等が寄せられ、かつチェリッシュが必要と認めた場合、もしくはその他の理由でチェリッシュが必要と判断した場合は、当該会員に対し、以下のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- A 会員規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めること、及び同様の行為を繰り返さないことを要求します。
 - B 会員番号の使用を一時停止とし、又は強制退会処分(会員契約の解除を意味し、以下同様とします。)とします。
- 4 会員は、本条第3項の規定はチェリッシュに同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、チェリッシュが本条第3項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、チェリッシュを免責するものとします。

- 5 会員は、本条第3項第2号の措置は、チェリッシュの裁量により事前に通知なく行われる場合があることを承諾します。

第七章 利用期間及び退会

第24条 サービスの利用期間

- 1 会員によるアニクリ24サービスの利用開始日は、第7条(申込の承諾)に従いチェリッシュが申込を承諾した日とします。チェリッシュによる会員の申込の承諾は、会員に対する会員番号の通知を以って行ないます。
- 2 会員によるアニクリ24サービスの利用期間は、会員から退会の申出がない場合は、特に利用期間の制限はないものとします。
- 3 前項にかかわらず、この会員規約の規定に従い会員から会員契約を解約した場合、又はこの会員規約の規定に従いチェリッシュから会員契約を解除した場合、会員によるアニクリ24サービスの利用期間は終了します。
- 4 会員は、所定の手続きを経ることにより、個々のアニクリ24サービスの利用登録を終了させることができます。

第25条 会員からの解約

- 1 会員は、会員契約を解約する場合は、所定の方法(書面の提出、本ウェブサイト上の送信等)にてチェリッシュに届け出るものとし、解約を届け出た月の末日を以って会員契約は終了し退会するものとします。但し、チェリッシュは、解約時点において既に受領している利用料の払い戻し等は一切行いません。
- 2 前項にかかわらず、利用料固定会員は、ペットが死亡するなどやむを得ない場合を除き、アニクリ24サービスの利用料金支払開始月から1年が経過するまでは、会員契約を解約することはできません。

第26条 チェリッシュからの解除

- 1 第23条(サービス提供の終了・会員規約違反等への対処)第3項第2号の措置の他、会員が以下のいずれかに該当する場合は、チェリッシュは当該会員に事前に何等通知又は催告することなく、会員番号の使用を一時停止とし、又は強制退会処分とすることができるものとします。
 - A 第8条(申込の不承諾)各号のいずれかに該当することが判明した場合。
 - B 債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否した場合。
 - C クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードの利用が停止させられた場合、又は決済関係先との間で紛争が生じた場合。
 - D 会員に対する破産の申立があった場合、又は会員が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
 - E チェリッシュから第23条(サービス提供の終了・会員規約違反等への対処)第3項第1号の要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。
 - F 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、チェリッシュの業務が著しく支障を来たした場合。
 - G その他チェリッシュが会員として不適当と判断した場合。

- 2 第23条(サービス提供の終了会員規約違反等への対処)第3項第2号又は前項により強制退会処分とされた者は、期限の利益を喪失し、当該時点で発生している債務等チェリッシュに対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
- 3 会員が本条第1項各号のいずれかに該当することで、チェリッシュが損害を被った場合、チェリッシュは、会員番号の使用の一時停止又は強制退会処分の有無にかかわらず、当該会員(会員契約を解除された者を含みます。)に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。
- 4 会員は、チェリッシュが本条第1項又は第3項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関しチェリッシュを免責するものとします。

第八章 損害賠償

第27条 免責

- 1 チェリッシュは、チェリッシュ又は担当獣医師が提供する情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、一切責任を負いません。また、チェリッシュは、チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、チェリッシュ又は担当獣医師が会員に対し提供した情報により被った会員の損害について、一切責任を負いません。
- 2 担当獣医師は、会員から提供を受けた情報の限りで判断をするものとし、かかる範囲でのみ責任を負います。会員から提供を受けた情報が不正確、不適正、不十分であった場合又は提供を受けていない情報により生じた損害については、担当獣医師に故意又は重過失がある場合を除き、一切責任を負いません。会員は、自らの意思、判断の下で、チェリッシュ又は担当獣医師が提供した情報を利用し、最終的な責任は会員が負うものとします。
- 3 アニクリ24サービスの内容はチェリッシュがその時点で提供可能な範囲とし、会員に対するチェリッシュの責任は、会員が支障なくアニクリ24サービスを利用できるよう、善良なる管理者の注意をもってアニクリ24サービスの利用環境を維持することに限られるものとします。
- 4 チェリッシュは、アニクリ24サービスの利用により発生した会員の損害(担当獣医師との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)に対し、チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、会員がこの会員規約を遵守したかどうかに関係なく、一切責任を負いません。
- 5 チェリッシュに故意又は重過失がある場合を除き、チェリッシュの会員に対する損害賠償責任は、当該会員の月額会費の12ヶ月分を上限とします。

第九章 会員情報等

第28条 会員情報の利用目的

- 1 チェリッシュは、会員情報を別途本ウェブサイト上に提示する「個人情報ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2 チェリッシュは、会員情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - A 電話医療相談業務等のアニクリ24サービスを提供するため。

- B アニクリ24のメールマガジンを配信するため。
 - C アニクリ24サービスレベルの維持向上を図るため又は統計をとるため、アンケート調査及び分析を行うため。
 - D チェリッシュが提携する獣医師と会員情報を共同利用するため。
 - E 適切な業務の遂行に必要な範囲で会員情報を第三者に提供するため。
 - F 個々の会員に有益と思われるチェリッシュ又はチェリッシュの提携先のサービス(アニクリ24サービスに限られません。)、新商品、イベントや公募、催事に関するお知らせやご案内、アンケート調査や分析を行う等のためにメール、郵便等により送付し、又は電話するため。なお、会員は、チェリッシュが別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができます。
 - G 会員からの問い合わせや苦情、紛争解決に関する連絡や対応のため
 - H 会員から個人情報の取扱いに関する同意を求めめるために、電子メール、郵便等を送付し、又は電話するため。
 - I 会員の解約日より5年間を限度として、前八号に定める利用目的の範囲内において個人情報を取り扱うため。
 - J その他会員から得た同意の範囲内で利用するため。
- 3 会員によるチェリッシュに対する会員情報の提供は、会員の自由な判断に委ねられますが、会員情報の提供がなされない場合、電話医療相談その他サービスの全て又は一部を受けられない場合があります。

第29条 会員情報の共同利用

- 1 会員情報(相談内容と担当獣医師の回答内容を含みます。)がチェリッシュに登録され、かかる情報は、チェリッシュのデータベースへの登録を通じ、チェリッシュ、担当獣医師及びチェリッシュと提携する獣医師との間で共同利用されます。共同利用される会員情報、共同利用目的及び管理責任者は、下記のとおりです。
- A 共同利用する会員情報の項目
 - a. 会員契約の申込及び会員契約締結に際して所定のフォームに会員が記載した会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、ペットに関する情報(ペット名、種別、品種、性別、去勢・避妊、生年月日又は年齢、飼育場所、かかりつけの動物病院名、毛色)等その他、会員契約申込及び締結に関して会員がチェリッシュに提出した書類に記載された事項又は画像
 - b. 会員区分、会員番号、相談履歴、担当獣医師名
 - c. 会員の担当獣医師に対する相談内容及びその回答内容
 - B 共同利用目的
 - a. 電話医療相談業務等のアニクリ24サービスの提供のため。
 - b. アニクリ24サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及び分析を行うため。
 - C 管理責任者:チェリッシュ

第30条 会員情報の第三者提供

- 1 チェリッシュは、会員情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ること(画面上それらを明示し、会員が

拒絶する機会を設けることを含みます。)を行わない限り、第三者に会員情報を開示、提供しないものとし
ます。

2 前項にかかわらず、チェリッシュは、以下の各号により会員情報を開示、提供することがあります。

A 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行なわれた
場合には、当該処分の定める範囲で開示、提供することがあります。

B 生命、身体又は財産の保護のために必要があるとチェリッシュが判断した場合であって本人の同意を得る
ことが困難である場合には、当該保護のために必要な範囲で開示、提供することがあります。

C 会員によるアニクリ24サービスに係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、チ
ェリッシュは、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に会員情報を書面にて開示、提供すること
があります。

第20条(債権譲渡)に定める債権譲渡のために必要と認めた場合には、チェリッシュは、必要な範囲で債権の譲
渡先である債権管理回収業者に会員の会員情報を開示、書面にて提供することがあります。

第31条 統計資料の作成等

1 チェリッシュは、会員の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計
資料」といいます。)を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用又は処理することがありま
す。

2 チェリッシュは、統計資料を担当獣医師、提携先及び取引先等その他第三者に提供又は公表することがあり
ます。

第32条 第三者への委託等

チェリッシュは、前項の利用目的の実施に必要な範囲で会員情報の取り扱いを委託先に委託することができる
ものとします。

第十章 その他

第33条 情報の無断使用の禁止

アニクリ24サービスによって提供する情報その他本ウェブサイトに掲載されている文章・写真・デザイン・ロゴマ
ーク・ソフトウェア等の著作権、商標権その他の知的財産権、肖像権・パブリシティ権、その他一切の権利は、チ
ェリッシュもしくは正当な権利者に帰属します。本ウェブサイトに掲載されている内容のすべて又は一部について、
電子的方法又は機械的方法その他方法のいかんを問わず、いかなる目的であれ、チェリッシュ又は正当な権利
者の事前の承諾なく、譲渡、編集、使用、複製、転載又は転送等を行なうこと、その他上記の権利を侵害するこ
とはできません。

第34条 お問い合わせ窓口

アニクリ24サービスに関するお問い合わせの窓口は下記のとおりとします。

Anicli24事務局 (info@anicli24.com)

03-5433-3330(受付時間10:00～17:00 月～金 祝祭日、年末年始を除く)

個人情報に関するお問合せは (privacy@cherish-life.co.jp)

03-5433-3323(受付時間10:00～17:00 月～金 祝祭日、年末年始を除く)

第35条 専属的合意管轄裁判所

会員とチェリッシュの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員とチェリッシュの第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条 準拠法

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

附則

※この会員規則は 2008 年 11 月 1 日から実施します。